

ネットde記帳
平成29年度申告対応版について

2018年1月12日

目次

1.平成29年改正対応（2018年1月リリース予定）

1-1.所得税申告書

- (1) 改正内容
- (2) 様式変更
- (3) 医療費控除の対応について
- (4) 画面イメージ
- (5) 帳票イメージ

1-2.電子申告

- (1) 画面イメージ
- (2) 帳票イメージ

2.機能改良（2018年1月リリース予定）

2-1. 入力完了時の注意喚起

3.注意事項

1.平成29年改正対応（2018年1月リリース予定）

1-1.所得税申告書

(1)改正内容

平成29年分の所得税の改正に対応します。

【改正内容】

- ① 給与所得控除の上限額引き下げ（平成26年度の改正事項で、平成29年分から適用）
- ・給与等の収入金額が1,000万円を超える場合の給与所得控除額の上限が220万円に引き下げられました。

給与等の収入金額（A）		給与所得の金額
:	:	:
（変更がないため割愛）		
6,660,000 円超	10,000,000 円以下	$A \times 90\% - 1,200,000$ 円
10,000,000円超		$A - 2,200,000$円

- ②セルフメディケーション税制の創設（平成28年度の改正事項で、平成29年分から適用）
- ・特定一般用医薬品等購入費の金額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（8万8千円を限度）を控除額とすることができることとされました。
- ③「医療費控除の明細書」の添付義務化（平成29年度の改正事項）
- ・医療費控除の適用を受ける場合は、医療費控除の明細書又は医療保険者等の医療費の通知書を確定申告書の提出の際に添付しなければならないこととされました。

1.平成29年改正対応（2018年1月リリース予定）

1-1.所得税申告書

(2)様式変更

【様式変更】（平成29年11月17日現在）

① 確定申告書B 第一表

- 「医療費控除区分」の項目追加
- 様式番号、使用対象年分の変更

② 確定申告書B 第二表

- 「医療費控除」欄の「支払医療費」を「支払医療費等」に文言変更
- 「住民税の徴収方法の選択」欄の年変更
- 様式番号、使用対象年分の変更

③ 確定申告書（損失申告用） 第四表付表（一）

- 様式番号の変更
- 使用対象年分「（平成二十九年分以降用）」の文言追加

④ 確定申告書（損失申告用） 第四表付表（二）

- 様式番号の変更
- 使用対象年分「（平成二十九年分以降用）」の文言追加
- 「4 繰越損失を差し引く計算」欄の変更
 - 年分に「（5年前）」～「（前年）」の文言を追加
 - 平成29年以降は毎年の様式変更が不要となるため、年分等を空欄に変更
 - 「A（5年前）」欄の「損失の種類」を「B（4年前）」欄と同じ項目に変更

1.平成29年改正対応（2018年1月リリース予定）

1-1.所得税申告書

(2)様式変更

⑤ 医療費控除の明細書

- 「1 医療費通知に関する事項」の項目追加
- 「医療費明細」の「続柄」「治療内容・医薬品名など」の項目削除
- 「医療費明細」に「医療費の区分」の項目追加

⑥ セルフメディケーション税制の明細書（新規）

⑦（第三者作成書類）医療費に係る使用証明書等の記載事項（おむつ証明書など）

- 「医療費明細」の項目削除

1.平成29年改正対応（2018年1月リリース予定）

1-1.所得税申告書

(3)医療費控除の対応について

医療費控除は、「通常の医療費控除」（従来の医療費控除）と「セルフメディケーション税制による医療費控除の特例」のいずれか一方の適用を受けることができます。

『ネットde記帳』では、『所得税基本情報』に「医療費控除区分」を追加し、どちらの適用を受けるかを選択します。『所得税基本情報』で選択された医療費控除区分に従い、『所得税申告書』では、入力する画面および出力される帳票を切り替えます。

『所得税基本情報』

医療費控除

医療費控除区分

- 医療費控除の明細書
- セルフメディケーション税制の明細書

【医療費控除の明細書の場合】

『ネットde記帳』の「医療費控除の明細書」入力画面と印刷帳票のイメージ。

入力画面には「医療費通知に関する事項」や「医療費（上記1以外の）の明細」の入力欄があり、下部には「控除額の計算」の表が用意されています。

印刷帳票「平成 年分 医療費控除の明細書」には、医療費通知に関する事項の表と、医療費（上記1以外の）の明細の表が記載されています。

【セルフメディケーション税制の明細書の場合】

『ネットde記帳』の「セルフメディケーション税制の明細書」入力画面と印刷帳票のイメージ。

入力画面には「申告する方の健康の保持増進及び予防への効果」に関するチェックボックスや「特定一般医薬品等購入者の明細」の入力欄があります。

印刷帳票「平成 年分 セルフメディケーション税制の明細書」には、申告する方の健康の保持増進及び予防への効果に関する表と、特定一般医薬品等購入者の明細の表が記載されています。

『所得税申告書』

1.平成29年改正対応（2018年1月リリース予定）

1-1.所得税申告書

(4)画面イメージ

所得税基本情報、確定申告書B 第一表：医療費控除の改正による画面変更

「医療費控除区分」が追加されます。

「セルフメディケーション税制」の適用を受けることができる場合は、「1」が表示されます。

額	総合譲渡・一時	計	区分	43
	合	計		
	雑損控除	9		
所得から	医療費控除	11	区分	
	社会保険料控除	12		
	小規模企業共済等掛金控除	13		
	生命保険料控除	14		

区分	43
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	44
所得税及び復興特別所得税の申告納税額	45 0
所得税及び復興特別所得税の予定納税額 (第1期分・第2期分)	46
所得税及び復興特別所得税 納める税金 の第3期分の税額	47 0
還付される税金	48 △

1.平成29年改正対応（2018年1月リリース予定）

1-1.所得税申告書

(4)画面イメージ

繰越損失：画面変更

「要件該当」のチェックボックスが削除されます。
項目名が「東日本大震災の特例対象純損失」が
「東日本大震災における被災純損失」に変更
されます。

「23年」～「27年」が「24年」～「28年」に変更
されます。

年 分	損失の種類	山	林
24年 (4年前)	純損失	東日本大震災における被災純損失	
	雑損失	特定雑損失	
25年 (4年前)	純損失	東日本大震災における被災純損失	山林以外
	雑損失	特定雑損失	山林
26年 (3年前)	純損失	被災純損失	山林以外
		以外の損失	山林
	雑損失	東日本大震災における被災純損失	山林以外
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額	山林
27年 (2年前)	純損失	被災純損失	山林以外
		以外の損失	山林
	雑損失	東日本大震災における被災純損失	山林以外
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額	山林
28年 (前年)	純損失	被災純損失	山林以外
		以外の損失	山林
	雑損失	東日本大震災における被災純損失	山林以外
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額	山林

Ver 1.72.0302 ©2012-2017 MROKUJ JYOHJ SERVICE CO.,LTD All rights reserved.

1.平成29年改正対応（2018年1月リリース予定）

1-1.所得税申告書

(4)画面イメージ

入力検証および判定ダイアログ：医療費控除の改正による変更

入力検証			
所得控除	医療費	0	「申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組」欄が入力されていないため、控除額は0円です。
	社会保険		
	小規模共済		
	生命保険		
	地震保険		
	寄附金		
	障害者		
	寡婦・寡夫		
	勤労学生		
	配偶者		
税控除	配偶者特別		
	扶養		
	配当		
税控除	住宅借入金		
	災害減免		
予定納税額	入力されていません。		
延納届出額			

医療費控除の明細書で補填される金額が支払った医療費を超えている明細があります。

「医療費控除区分」により、メッセージ内容を切り替えます。

入力に不備がある場合は、警告メッセージを表示します。

- 「セルフメディケーション税制」の適用を受けるために必要な「取組内容」および「発行者名」が、入力されていない場合は、医療費欄に以下の警告メッセージを青字で表示します。
「「申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組」欄が入力されていないため、控除額は0円です。」
- 「医療費控除」を選択し、「医療費の区分」にチェックがついていない明細がある場合は、医療費欄に以下の警告メッセージを青字で表示します。
「医療費の区分が選択されていない明細があります。」
- 支払った金額より補填される金額が大きい場合に表示されるエラーメッセージを以下に変更します。
医療費控除の場合
「医療費控除の明細書で補填される金額が支払った医療費を超えている明細があります。」
セルフメディケーション税制の場合
「セルフメディケーション税制の明細書で補填される金額が支払った金額を超えている明細があります。」

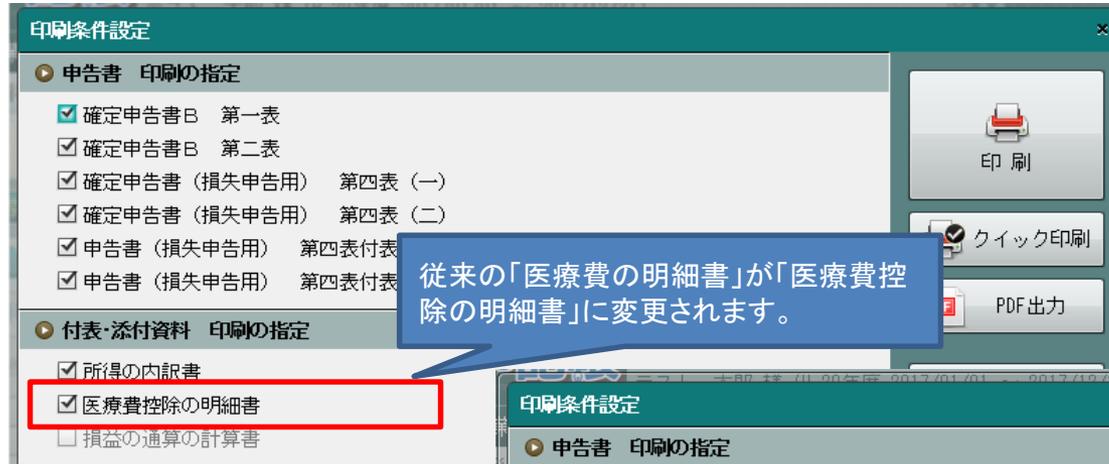
1.平成29年改正対応（2018年1月リリース予定）

1-1.所得税申告書

(4)画面イメージ

印刷ダイアログ：医療費控除の改正による画面変更

【医療費控除の場合】



【セルフメディケーション税制の場合】



- 『所得税基本情報』の「医療費控除区分」により、出力できる帳票が切り替わります。

1.平成29年改正対応（2018年1月リリース予定）

1-1.所得税申告書

(5)帳票イメージ

確定申告書B 第二表

平成 年分の 所得税及びの確定申告書B

整理番号 FA0077

住所
 〒
 氏名

第二表
 平成二十九年分以降適用
 確定申告書と経路を指定してください。源泉徴収票、国民年金保険料や生保除額を支払明細を申請し添付しなければならぬ書類添付欄を記載してください。

所得から差し引かれる金額に関する事項

欄番	欄名	単位	金額
⑩	雑損控除	円	
⑪	損害金	円	
⑫	支払医療費等	円	
⑬	掛金の種類	円	
⑭	支払掛金	円	
⑮	合計	円	

「支払医療費等」に文言が変更されます。

所得税及び復興特別所得税の算出額

① 雑所得 (公的年金等以外)・総合課税の配当所得・譲渡所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
		円	円	円

② 特別適用条文等

③ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
					万円

④ 住民税・事業税に関する事項

扶養親族の氏名	個人番号	続柄	生年月日	別荘の場合の住所	寄附金控除
					円

⑤ 事業税

非課税所得など	所得金額	課税標準額	税率	課税額

⑥ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

⑦ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

⑧ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

⑨ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

⑩ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

⑪ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

⑫ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

⑬ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

⑭ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

⑮ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

⑯ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

⑰ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

⑱ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

⑲ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

⑳ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

㉑ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

㉒ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

㉓ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

㉔ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

㉕ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

㉖ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

㉗ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

㉘ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

㉙ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

㉚ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

㉛ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

㉜ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

㉝ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

㉞ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

㉟ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

㊱ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

㊲ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

㊳ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

㊴ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

㊵ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

㊶ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

㊷ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

㊸ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

㊹ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

㊺ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

㊻ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

㊼ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

㊽ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

㊾ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

㊿ 所得税で控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

1.平成29年改正対応（2018年1月リリース予定）

1-1.所得税申告書

(5)帳票イメージ

確定申告書（損失申告用）第四表付表（二）

平成 年分の 所得税及び復興特別所得税 の **申告書** (損失申告用) 付表 FA0191

(東日本大震災の被災者の方向)

4 繰越損失を差し引く計算 整理番号 一連番号

年分	損失の種類	△前年分までに引ききれなかった損失額	⑧ 本年分で差し引く損失額	⑨ 翌年以後に繰り越して差し引ける損失額(円)
A 5年前	被災純損失(青・白)	山林以外 山林		
	特定雑損失			
B 4年前	被災純損失(青・白)	山林以外 山林		
	特定雑損失			
C 3年前	純損失	青色の場合	被災純損失 以外の損失	山林以外 山林
		白色の場合	変動所得の損失	
	雑損失	被災事業用 資産の損失	山林以外 山林	
		被災純損失(青・白)	山林以外 山林	
	居住用財産に係る通算後繰渡損失の金額			
	特定雑損失以外の雑損失			
D 2年前	純損失	青色の場合	被災純損失 以外の損失	山林以外 山林
		白色の場合	変動所得の損失	
	雑損失	被災事業用 資産の損失	山林以外 山林	
		被災純損失(青・白)	山林以外 山林	
	居住用財産に係る通算後繰渡損失の金額			
	特定雑損失以外の雑損失			
E 1年前	純損失	青色の場合	被災純損失 以外の損失	山林以外 山林
		白色の場合	変動所得の損失	
	雑損失	被災事業用 資産の損失	山林以外 山林	
		被災純損失(青・白)	山林以外 山林	
	居住用財産に係る通算後繰渡損失の金額			
	特定雑損失以外の雑損失			
特定雑損失				
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額			⑩	円
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額			⑪	円
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額			⑫	円
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額				⑬
5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額				
特定雑損失以外の雑損失の金額				⑭
特定雑損失の金額				⑮

平成二十九年分以降降用 この付表は、申告書B(第一表・第二表及び第四表と)一緒に提出してください。

資産 整理欄

1.平成29年改正対応（2018年1月リリース予定）

1-2.電子申告

(1)画面イメージ

電子申告データ作成・送信：医療費控除の改正による帳票追加・変更

申告書データ選択 > 送信票入力 > データ抽出 > 電子署名 > データ送信

付箋	申告・申請名称	年度	税目	申告種類	提出先	状況
	平成29年 所得税確定申告	H29	所得税	確定		送信票未入力

平成29年 所得税確定申告 一括代理送信の対象とする

提出情報 基本情報 税理士情報 帳票選択 添付書類 特記事項 *は入力必須項目です。 編集

従来の「医療費の明細書」が「医療費控除の明細書」に変更されます。
「セルフメディケーション税制の明細書」が追加されます。

	電子/抽出	郵送等
<input type="checkbox"/> (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の明細書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 家内労働者等の事業所得等の特別控除の明細書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 政党等寄附金特別控除額の計算明細書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 外国税額控除に関する明細書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 中小事業者が機械等を取得した場合の特別控除の明細書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 医療費控除の明細書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> セルフメディケーション税制の明細書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 住宅特定改修特別税額控除の計算明細書(H28/3/31まで居住用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 住宅特定改修特別税額控除の計算明細書(H28/4/1以後居住用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

保存 キャンセル

1.平成29年改正対応（2018年1月リリース予定）

1-2.電子申告

(2) 帳票イメージ

申告書等送信票（兼送付書）：医療費控除関係書類の書類名の変更

住所	〒()		
氏名	テスト 個人		
整理番号	利用者識別番号		
受付日時	平成 年 月 日 : :	受付番号	
税務署受付印	税理士等 氏名・名称	電話番号	
	税務署長		

平成 年分の申告書等送信票（兼送付書）

送信（送付）書類名					
申告書（所得税及び復興特別所得税）	第一表・第二表				
	第三表（分離課税用）				
	第四表（損失申告用）				
	第五表（修正申告用・別表）				
	決算書・収支内訳書	一般用			
申告書	農業所得用				
	不動産所得用				
	所得の内訳書				
申告書	確定申告書付表・譲渡所得の内訳書（土地・建物用）				
	確定申告書付表・譲渡所得の内訳書（総合譲渡用）				
	株式等に係る譲渡所得等の計算明細書				
	居住用財産の譲渡損失等に関する明細書等				
	源泉徴収票等	給与所得・公的年金等の雑所得・退職所得に係る源泉徴収票			
申告書	株式譲渡所得関係書類	株主口座開封記録簿等			
	医療費控除関係書類	医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書、医療費通知 医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書等 セルフメディケーション税制に係る一定の取組を行ったことを明らかにする書類			
	社会保険料控除関係書類	社会保険料の支払額を証する書類			
	小規模企業共済等掛金控除関係書類	小規模企業共済等掛金の支払額を証する書類			
	生命（地震）保険料控除関係書類	生命保険料・地震保険料等の支払額を証する書類			
申告書	寄附金（政党等寄附金特別）控除関係書類	寄附金の受領証等、寄附金（政党等寄附金特別）控除に関する書類			
	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除関係書類	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除に関する書類等			
	譲渡所得関係書類	不動産登記簿簿本（抄本）・登記事項証明書 特例適用のための証明書等			
その他					

「医療費控除関係書類」の書類名が

- ・「医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書、医療費通知」
- ・「医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書等」
- ・「セルフメディケーション税制に係る一定の取組を行ったことを明らかにする書類」

に変更されます。

1「部分」欄
電子手続により申告書等を提出する場合には、提出する申告書等に係る年分を入力してください。

2「提出区分」欄
電子手続により提出する書類については、「電子」欄に印を付けてください。
 ① 電子手続により提出する書類については、「電子」欄に印を付けてください。
 ② 届収書等のうち、記載事項を入力することで提出を省略する書類がある場合には、「提出省略」欄に印を付けてください。
 ③ イメージデータ（PDF形式）により提出する書類については、「イメージ」欄に印を付けてください。
 ④ 預金振替取引は医療費等により提出する書類については、「郵送等」欄に印を付けてください。

3「その他」欄
例示していない書類及び申請・届出書を提出する場合には、「その他」欄に書類名を入力し、提出区分に応じて「電子」、「提出省略」、「イメージ」又は「郵送等」欄に印を付けてください。
 なお、「オンライン登記簿提供制度」を利用する場合は、その旨を明し、照会番号（発行日の日から2ヶ月以内のものに限る。）及び発行年月日がわかるように入力してください。（入力例：オンライン登記簿提供制度利用 照会番号「123456789」 発行年月日「平成00年00月00日」）

2.機能改良（2018年1月リリース予定）

2-1.入力完了時の注意喚起

「入力完了」画面に申告書を印刷して確認するようコメントを追加します。

【個人決算書】

決算業務 > 個人決算書

印刷 電子申告チェック 連動 入力モード 付箋一覧 その他

決算書選択 決算書作成① 決算書作成② 決算データ確認 全部確認 入力完了

入力完了

入力完了 決算書を印刷して内容を確認してください。
この決算書に関するデータの入力すべて完了したものと見做す場合は、このチェックをつけてください。
入力完了していないと電子申告データを作成することはできません。

処理名	画面名	チェック
決算書作成①	住所・氏名	
決算書作成①	総料資金の内訳	
決算書作成①	専従者給与の内訳	
決算書作成①	貸倒引当金繰入額の計算	
決算書作成①	青色申告特別控除額の計算	

- ・「入力完了」画面に次のコメントを追加します。
個人決算書の場合
「決算書を印刷して内容を確認してください。」
所得税および消費税の場合
「申告書を印刷して内容を確認してください。」

【所得税申告書】

決算業務 > 所得税申告書

印刷 電子申告チェック 決算書連動 判定 入力モード 強制解除 付箋 付箋一覧

収入・所得 控除額等 税金の計算等 申告書確認 入力検証 入力完了

入力完了

入力完了 申告書を印刷して内容を確認してください。
データの入力すべて完了したものと見做す場合は、このチェックをつけてください。
入力完了していないと電子申告データを作成することはできません。

処理名	画面名	チェック
収入・所得	収入金額等・所得金額	
収入・所得	損益計算	
収入・所得	繰越損失	
収入・所得	翌年以後に繰り越す損失額	
収入・所得	事業専従者給与・特別適用条文	

【消費税申告書】

決算業務 > 消費税申告書

印刷

消費税計算情報 申告書選択 申告書・付表 入力完了

入力完了

申告書名称： 確定申告
 入力完了 この申告書より以前の申告書を完了していないものが残ります。入力完了できません。
申告書を印刷して内容を確認してください。
データの入力すべて完了したものと見做す場合は、このチェックをつけてください。
入力完了していないと電子申告データを作成することは出来ません。

画面名	チェック
消費税申告書（一般）	
付表2	
消費税の還付申告に関する明細書（個人）1/2	
消費税の還付申告に関する明細書（個人）2/2	

3.注意事項

①所得税申告書

- 平成29年度税制改正対応版の適用前に、同年分の所得税申告書を入力完了している場合は、適用後、最初に同年度の事業者データを選択したときに、所得税申告書の入力完了が自動で解除されます。
なお、個人決算書については、改正点がないため入力完了は解除されません。
- 平成29年度の所得税申告書を起動することで、同年分の所得税計算が自動的に実行されます。申告書の内容を確認してください。
- 医療費控除改正に伴う注意事項は次のとおりです。
 - 平成29年で追加される「医療費控除区分」は「医療費控除の明細書」が初期設定されます。
 - セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受ける場合は、平成29年度税制改正対応版適用前にデータを入力することはできません。プログラム適用後に『所得税基本情報』で「医療費控除区分」を変更し、『所得税申告書』を入力してください。
 - すでに医療費の明細に小計行が入力されている場合は、平成29年度の事業者データを選択したときに、小計行が自動で削除されます。
 - 「医療費通知に関する事項」を入力し、医療費控除の適用を受ける場合は、「医療費通知」を別途郵送等により提出することが必要です。
「医療費通知」の電子データによる提出が認められるのは医療保険者から電子データで交付を受けてxtxに組み込む場合のみのため、e-Taxソフトを使用する必要があります。ご注意ください。